

2007年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション  
代 表 者 名 取締役社長 依 田 誠  
コ ー ド 番 号 6674  
問 合 せ 先 広 報 室 長 宮 部 恭 嗣  
[TEL075-312-1211]

### **当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について**

当社は、本日開催の取締役会において、第3期事業年度に係る2007年6月28日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

#### 1. 当社における企業価値、株主共同の利益の確保、向上の取り組みについて

当社は、2004年の日本電池株式会社と株式会社 ユアサ コーポレーションの経営統合による設立以来、企業再編が進む世界の蓄電池業界の中にあって、「革新と成長」という企業理念を基軸に、国際競争力の強化、次世代技術の開発および経営革新と経営効率化を推進し、グローバル企業として企業価値の最大化を目指してまいりました。

当社は、このような理念を前提として、2006年5月26日には「第一次中期経営計画（2006年度～2008年度）」を策定し、「『革新と成長』 - GS YUASA は、社員と企業の「革新と成長」を通じ、人と社会と地球環境に貢献します。」という企業理念、「GS YUASA は、電池で培った先進エネルギー技術で世界のお客様へ快適さと安心をお届けします。」という経営ビジョンに基づき、当社グループの新たな成長に取り組んでおります。

今般、国内の景気は緩やかながらも回復基調にあり、中国、アジア諸国の経済は引き続き高い成長を続ける中、世界的な電池需要は今後も拡大傾向にあると考えられます。当社は、このような経営環境の中、電池で培ったエネルギー技術で世界のお客様へ快適さと安心を提供していくという経営ビジョンを実現し、企業価値、株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

#### 2. 本プラン導入の目的 - 当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上

本プランは、当社グループの高い技術力とそれに裏打ちされた最先端の製品、優秀な人材、その人

材が能力を発揮することができる企業文化、ブランド価値、お客様の当社に対する信頼といった企業価値の源泉が、以下に示すような株式の大量買付等によって毀損されることを防止し、当社の企業価値、株主共同の利益を確保、向上させることを目的に導入するものです。

昨今、新しい法制度の整備や企業構造、企業文化の変化を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、その手段が株式の大量買付等であっても、当社の企業価値、株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、対象会社の企業価値、株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社に買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値、株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、原材料価格の市況、金利上昇などの影響や、海外経済動向の影響が懸念され、引き続き不透明感の漂う状況において、当社が今後も持続的に企業価値を確保、向上させていくためには、当社グループが保有する高い技術力とそれを支える優秀な人材、その人材が能力を発揮することができる企業文化、最先端の製品、ブランド価値、お客様の当社に対する信頼といった企業価値の源泉を活用し、中長期的な観点に立ち、企業価値、株主共同の利益を最大化していくことが必要です。当社の株式の大量買付等を行なう者が、当社が培ってきた企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させることができないのであれば、上述の経営目標の達成が困難になるのはもちろんのこと、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付等が行なわれた際に、当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行なうこと等を可能とすることで、当社の企業価値、株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断いたしました。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランを導入することを決定いたしました。

なお、現在、当社が具体的に上述のような不適切な買付の脅威に直面している事実はありません。2007年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別添「当社株式の保有状況の概要」のとおりです。

### 3. 本プランの内容

#### (1) 本プランの概要

#### 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値、株主共同の利益が不適切な買付等により毀損されないように、当社株式に対する買付等（下記(2)「本プランの発動に係る手続」に定義されます。以下同じ。）が行なわれる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行なう期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行なっていくための手続を定めています（下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。

#### 新株予約権の無償割当てと企業価値評価委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行なうなど、買付者等による買付等が当社の企業価値、株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、企業価値評価委員会規則（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役または(iii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される企業価値評価委員会の判断を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしています。本プランの導入当初における企業価値評価委員会の委員には、当社社外監査役の植村 茂夫氏が、また、社外の有識者として上總 康行氏、中久保 満昭氏が、それぞれ就任する予定です（各委員候補者の氏名および略歴については別紙2をご参照下さい。）。

#### 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

## (2) 本プランの発動に係る手続

### 対象となる買付等

本プランにおいては、本新株予約権は、以下イ．またはロ．に該当する買付またはこれに類似する行為（以下、併せて「買付等」といいます。）がなされたときに、本プランに定められる手続に従い無償割当てがなされることとなります。

イ．当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が 20%以上となる買付

ロ．当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>およびその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

### 買付者等に対する情報提供の要求

上記 に定める買付等を行なう買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下、「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「買付説明書」と総称します。）を、提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値評価委員会に提供するものとします。企業価値評価委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜提供期限を定めた上、自らまたは当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

イ．買付者等およびそのグループ（共同保有者<sup>8</sup>、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みません。）

ロ．買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額、種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）

<sup>1</sup> 証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下、別段の定めがない限り同じとします。

<sup>2</sup> 証券取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

<sup>3</sup> 証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。以下、同じとします。

<sup>4</sup> 証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下、 において同じとします。

<sup>5</sup> 証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下、同じとします。

<sup>6</sup> 証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下、同じとします。

<sup>7</sup> 証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下、同じとします。

<sup>8</sup> 証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下、同じとします。

- ハ．買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実、仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ニ．買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ホ．買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ヘ．買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇方針
- ト．その他企業価値評価委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、企業価値評価委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議、交渉等を行なうべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記 イ．記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

#### 買付等の内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提案

##### イ．当社取締役会に対する情報提供の要求

企業価値評価委員会は、買付者等から買付説明書および企業価値評価委員会から追加提供を求められた本必要情報（もしあれば）が提供された場合、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行なうために、当社取締役会に対しても、企業価値評価委員会が定める合理的な期間内（原則として60日以内とします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）その根拠資料および代替案（もしあれば）その他企業価値評価委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提供するように要求することがあります。

##### ロ．企業価値評価委員会による検討作業

買付者等および（当社取締役会に対して上記イ．のとおり情報、資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から情報、資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が充分になされたら企業価値評価委員会が認めた場合、企業価値評価委員会は、原則として最長60日間の検討期間（ただし、下記ハ．に記載するところに従い、企業価値評価委員会は当該期間の延長、再延長をその決議をもって行なうことができるものとし、以下、「企業価値評価委員会検討期間」といいます。）を設定します。

企業価値評価委員会は、企業価値評価委員会検討期間内において買付者等および当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討および

買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行いません。また、企業価値評価委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、当該買付者等と協議、交渉を行なうものとし、また、株主の皆様に対して当社の代替案の提案を行なうものとしします。

買付者等は、企業価値評価委員会が、企業価値評価委員会検討期間において、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとしします。なお、買付者等は、企業価値評価委員会検討期間が終了するまでは、上記イ．またはロ．に該当する買付等を開始することはできないものとしします。

企業価値評価委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしします。

#### 八．株主に対する情報開示

企業価値評価委員会は、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付説明書の提出の事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち、企業価値評価委員会が適切と判断する事項について、企業価値評価委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行いません。

#### 企業価値評価委員会における判断方法

企業価値評価委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行なうものとしします。なお、企業価値評価委員会が当社取締役会に対して下記イ．から八．に定める勧告または決議をした場合、その他企業価値評価委員会が適切と考える場合には、企業価値評価委員会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他企業価値評価委員会が適切と判断する事項（下記八．に従い企業価値評価委員会検討期間を延長、再延長する旨の決議を行なう場合にはその旨および延長、再延長の理由の概要ならびに延長、再延長する期間を含みます。）について、速やかに情報開示を行いません。

##### イ．企業価値評価委員会が本プランの発動を勧告する場合

企業価値評価委員会は、買付者等が上記 および に規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議、交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、企業価値評価委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、企業価値評価委員会は、一旦、本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは、本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行ない、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

#### ロ．企業価値評価委員会が本プランの不発動を勧告する場合

企業価値評価委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議、交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合、または当社取締役会が企業価値評価委員会の要求にかかわらず上記イ．に規定する意見および企業価値評価委員会が要求する情報、資料等を所定期間内に提供しなかった場合には、企業価値評価委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、企業価値評価委員会は、一旦、本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行ない、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

#### ハ．企業価値評価委員会が企業価値評価委員会検討期間の延長を行なう場合

企業価値評価委員会が、当初の企業価値評価委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行なうに至らない場合には、企業価値評価委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議、交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内で、企業価値評価委員会検討期間を延長する旨の決議を行ないます(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行なう場合においても同様の手続によるものとします。)

上記延長の決議により企業価値評価委員会検討期間が延長された場合、企業価値評価委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行なうものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告や代替案の提案等を行なうよう最大限努めるものとします。

## 取締役会の決議

当社取締役会は、企業価値評価委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施または不実施等(本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。)に関する会社法上の機関としての決議を行なうものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず企業価値評価委員会の判断を経ることになります。

上記(2)「本プランの発動に係る手続」に定める情報提供および企業価値評価委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- イ．株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ロ．当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行なうような行為
- ハ．当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ニ．当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行なうことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

当社に、当該買付等に対する代替案を提案するために合理的に必要な期間を与えることなく行なわれる買付等である場合

当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行なわれる買付等である場合

買付等の条件（対価の価額、種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合

当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、取引先、顧客等との関係または当社のブランド価値、企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な悪影響をもたらすおそれのある買付等である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については、別紙3「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。）。

##### 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

##### 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

##### 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

##### 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

#### 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

#### 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記 項口 . に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払い込みの取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

#### 本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者<sup>9</sup>、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者<sup>10</sup>、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者<sup>11</sup>(以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記 項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については、別紙3 .「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。)

#### 本新株予約権の譲渡

<sup>9</sup> 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

<sup>10</sup> 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本(iii)において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本(iii)において同じとします。)を行なう旨の公告を行なった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

<sup>11</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

#### 当社による本新株予約権の取得

イ．当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

ロ．当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行なうことができます。

なお、上記に用いられる用語の定義および詳細については、別紙3「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

#### (5) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2009年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。有効期間終了後の本プランの継続、改廃については、未定であります。

#### (6) 本プランの廃止および変更等

本プランの導入後、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、会社法、証券取引法その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈、運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限り、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または企業価値評価委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行ないます。

#### 4.本プランの合理性

##### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が 2005 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値、株主共同の利益の確保、向上の原則、事前開示、株主意思の原則、必要性、相当性の原則）を完全に充足しています。

#### (2) 株主共同の利益の確保、向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記 2.「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

#### (3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本定時株主総会において本プランにつき承認可決の決議がなされることを条件として本プランを導入させて頂く予定です。また、上記 3.(6)「本プランの廃止および変更等」にて記載したとおり、本プランの有効期間は 2 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

#### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行なう機関として、企業価値評価委員会を設置しました。

企業価値評価委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する委員 3 名以上により構成されます（上記 3.(1)「本プランの概要」にて記載したとおり、本プランの導入当初における企業価値評価委員会の委員は、植村 茂夫氏、上總 康行氏および中久保 満昭氏の 3 名です。）

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記 3.(2)「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、こうした企業価値評価委員会が、企業価値評価委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値、株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行ない、当社取締役会はその

判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行なうこととします。

このように、企業価値評価委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行なうことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値、株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行なわれる仕組みが確保されています。

#### (5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3.(2)「本プランの発動に係る手続」 および3.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

#### (6) 第三者専門家の意見の取得

上記3.(2)「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、企業価値評価委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

#### (7) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(6)「本プランの廃止および変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### 5. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行なわれませんので、株主および投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

本新株予約権の無償割当ての手続および名義書換手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行なった場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様（以下、「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、株主の皆様におかれては、割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手続を行なっていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行なっている株券については、名義書換手続は不要です。）。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(2)「本プランの発動に係る手続」イ.に記載した企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払い込みを行なわなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記 に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払い込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

#### 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式をかかると株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行なわれた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以 上

### 企業価値評価委員会規則の概要

1. 企業価値評価委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 企業価値評価委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、就任に際し、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で書面により締結しなければならない。
3. 企業価値評価委員会委員の任期は、2009年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議によって別段の定めをしたときはこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった企業価値評価委員会委員が、取締役または監査役でなくなったときは、企業価値評価委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 企業価値評価委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行なう。なお、企業価値評価委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - (1) 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
  - (2) 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
  - (3) 本プランの廃止または変更(ただし、変更については、会社法、証券取引法その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈、運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。)
  - (4) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が企業価値評価委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、企業価値評価委員会は、以下の各号に記載される事項を行なう。
  - (1) 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - (2) 買付者等および当社取締役会が企業価値評価委員会に提供すべき情報およびその提供期限の決定
  - (3) 買付者等の買付等の内容の精査、検討
  - (4) 買付者等との交渉、協議
  - (5) 代替案の提案の要求、代替案の検討、提案
  - (6) 企業価値評価委員会検討期間の延長、再延長
  - (7) その他本プランにおいて企業価値評価委員会が行なうことができると定められた事項
  - (8) 当社取締役会が別途企業価値評価委員会が行なうことができるものと定めた事項

6. 企業価値評価委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提供するよう求める。また、企業価値評価委員会は、買付者等から買付説明書および企業価値評価委員会から追加提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他企業価値評価委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提供するよう要求することができる。
7. 企業価値評価委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議、交渉を行なうものとし、また、株主に対する代替案の提案を行なうものとする。
8. 企業価値評価委員会は、必要な情報収集を行なうため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他企業価値評価委員会が必要と認める者を出席させて、その意見または説明を求めることができる。
9. 企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
10. 各企業価値評価委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも企業価値評価委員会を招集することができる。
11. 企業価値評価委員会の決議は、原則として、企業価値評価委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行なう。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、企業価値評価委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なうことができる。

以 上

**企業価値評価委員会委員就任予定者略歴**

植村 茂夫（ウエムラ シゲオ）氏

昭和 45 年 4 月 三井信託銀行(株)(現 中央三井信託銀行(株))入行

平成 8 年 5 月 同行渋谷支店長

平成 9 年 6 月 同行取締役渋谷支店長

平成 10 年 5 月 同行取締役大阪支店長

平成 12 年 4 月 同行顧問

平成 12 年 6 月 三信リース(株)取締役社長

平成 17 年 6 月 当社監査役（現任）

植村 茂夫氏は、会社法第 2 条第 16 号に規定される当社社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

上總 康行（カズサ ヤスユキ）氏

昭和 53 年 4 月 名城大学商学部専任講師、その後、助教授、教授を歴任

平成 3 年 3 月 京都大学経済学博士の学位取得

平成 8 年 4 月 京都大学経済学部教授

平成 9 年 4 月 京都大学大学院経済学研究科教授

平成 18 年 3 月 公認会計士試験委員（現任）

平成 19 年 4 月 福井県立大学経済学部教授、京都大学名誉教授（現任）

中久保 満昭（ナカクボ ミツアキ）氏

平成 7 年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

平成 7 年 4 月 あさひ法律事務所入所

平成 13 年 4 月 あさひ法律事務所パートナー就任

平成 14 年 10 月 小松・狛・西川法律事務所との合併によるあさひ・狛法律事務所発足に伴ない、同事務所パートナー就任

平成 16 年 4 月～平成 18 年 3 月

第二東京弁護士会司法修習委員会副委員長

平成 18 年 4 月（事務所名改称に伴ない）あさひ法律事務所パートナー（現任）

## 新株予約権無償割当ての要項

### 1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

#### (1) 新株予約権の内容および数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の内容は下記 2. に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下、「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。

#### (2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式 1 株につき新株予約権 1 個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

#### (3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

### 2. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1 株とする。ただし、当社が株式の分割または株式の併合を行なう場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行なわない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割、併合の比率}$$

調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用する。

上記 に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる行為を行なう場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行なうものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

### (3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。ただし、下記(7)項の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払い込みの取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

### (4) 新株予約権の行使の条件

(i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「特定買付者等」という。）は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

イ． 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下、別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

ロ． 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

ハ． 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下、本ハ．において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下、本ハ．において同じ。）を行なう旨の公告を行なった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

二． 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めたとを含む。）をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

ホ． ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めたと、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたとをいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

上記にかかわらず、下記イ．ないし二．の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

イ． 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）

ロ． 当社を支配する意図がなく上記（i）に記載する要件に該当することになった者である旨を当社取締役会が認めたとあって、かつ、上記（i）の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記（i）の特定大量保有者に該当しなくなった者

ハ． 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記（i）の特定大量保有者に該当することになった者である旨を当社取締役会が認めたと（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

ニ． その者が当社の株券等を取得、保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと（特定買付者等に該当すると当社取締役会が認めたとについても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、（i）所定の手続の履行もしくは（ii）所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、または（iii）その双方（以下、「準拠法行使手続、条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続、条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認めたと場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続、条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

上記にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国 1933 年証券法ルール 501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行なうことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーション D および米国州法に係る準拠法行使手続、条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)および(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明、保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額は、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4) およびの規定により新株予約権を行使することができない者(特定買付者等を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記の承認をするか否かを決定する。

イ. 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書(下記ロ.ないしニ.に関する表明、保証条項、補償条項および違約金条項を含む。)が提出されているか否か

ロ. 譲渡人および譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か

ハ. 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か

ニ. 譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会の定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行なうことができる。

(8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2007年5月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

別添

当社株式の保有状況の概要

2007年3月31日現在

順位	上位株主名	株数	議決権比率
1	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	18,356,000	4.9%
2	明治安田生命保険(相)	14,000,000	3.8%
3	日本生命保険(相)	13,473,669	3.6
4	トヨタ自動車(株)	11,180,400	3.0
5	(株)三菱東京UFJ銀行	9,327,335	2.5
6	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	8,096,000	2.2
7	(株)京都銀行	7,740,348	2.1
8	(株)三井住友銀行	7,108,517	1.9
9	中央三井信託銀行(株)	5,929,000	1.6
10	第一生命保険(相)	5,678,500	1.5

(注)議決権比率は、少数第1位未満を切り捨てて表示しております。